

ハラスメント防止対策に関する基本方針

1. 基本方針

当事業所は、全ての職員が個人として尊重され、意欲を持って働ける職場環境を確保するため、ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）を許さない姿勢を明確にする。

2. 相談窓口

・相談責任者：代表取締役 橋本 晃治 ・職員は、ハラスメントを受けた場合、または目撃した場合、安心して相談窓口へ申し出ること。

3. 対応方針

相談があった場合は、事実関係を迅速に調査し、被害者の救済と行為者への厳正な対応を行う。また、相談者のプライバシーは厳守する。

【改定履歴】

- ・令和 6 年 3 月 1 日：新規制定（管理者：橋本 敏恵）
- ・令和 7 年 8 月 1 日：改定（定期見直し）
- ・令和 8 年 1 月 5 日：管理者変更に伴う改定（責任者：橋本 晃治）